
（記載上の注意）

１．「主要株主」とは、第３条の６第３項第10号に規定する主要株主をいう。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

３．「議決権」とは、第３条の６第３項第10号に規定する議決権をいう。

４．保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。

５．「割合」とは、第３条の６第３項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

６．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第８面の次に添付すること。

（第９面）

12. 信託業（信託業法第２条第１項に規定する信託業をいう。）以外の行っている事業の種類

（記載上の注意）

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

13. 加入する認定資金決済事業者協会の名称